

諮問庁：国立大学法人信州大学

諮問日：平成17年6月24日（平成17年（独情）諮問第37号）

答申日：平成18年7月6日（平成18年度（独情）答申第15号）

事件名：外国語・外国事情教授等選考に係る要望書等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定については、別表の開示すべき部分欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成17年1月25日付け信大総第1752号により国立大学法人信州大学（以下「信州大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、本件対象文書の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

原処分は、専ら、法5条1号及び4号の規定を根拠にしているが、これは、次のような理由で不適法である。

ア 高等教育システムセンター及び人文、教育の両学部から選考委員会に提出された要望書の名義人は明らかにそれぞれの部局を代表するか、あるいは、それに代わる職員であり、要望書は、その職務執行の内容にかかわる文書であることは明らかである。しかも、既に終了した選考プロセスを検証するために行われた開示請求であることから、これを公益性の観点から比較考量するに、公正な人事の確保に貢献することはあってもその反対ではない。むしろ、当該文書が公正な人事の確保に反するものではないのかという疑惑を解消するためにこそ開示されるべきものである。

イ また、応募書類（採用候補者に選考されなかった者の書類を除く。）及び書類選考の判定資料については、一般に他人に知られたく

ないと望むことが当然と思われるような情報の開示を求めているのではない。例えば、教育研究業績などの情報は、学問の世界では必要の限度内で一般に公開されることを当然想定しており、そのような情報を開示することは、個人のプライバシーを犯すことにはならない。同時に、本件開示請求は、公正な人事の確保の観点から行われたものであり、既に終了した選考過程を検証するに必要な範囲内で文書を開示することは、法の趣旨を実現することにほかならない。

さらに、書類選考の判定資料の作成者については、いずれも信州大学の職員であると考えられ、その職務の遂行にかかわる情報の内、当該職員の職及びその職務執行の内容にかかわる部分の開示は、法の容認するところである。

(2) 意見書

ア 背景事情

信州大学は、多くの国立大学と同様、外国語の専任スタッフとして、国から特別の財源を受けて、「外国人教師」というカテゴリーの教員を契約で採用していた。信州大学では、平成15年度現在で7名の外国人教師を雇用していた。

平成16年7月にこれら教師は、平成17年度の契約更新をしない旨を通告された。信州大学は、平成16年度の国立大学法人への移行に伴い、人事制度の自由化がされたので、外国人教師の制度を廃止し、雇用条件を変更した新たな制度「外国語・外国事情教授等」の制度を平成17年度に発足させるとして、その新しいポストへの応募を促す募集を平成16年9月に開始した。上記7名の外国人教師もこれに応募することができるものとされ、実際に6名がこれに応じた。(1名は、翌年帰国予定のため応募せず。)

イ 選考結果

9月末に締め切られた募集には、89名の応募があり、選考委員会の選考結果が11月に発表されたが、採用候補者に挙げられた名前は、1名を除いてすべてその時点で信州大学と契約関係にあった外国人であった。そして、本年4月に採用された「外国語・外国事情教授等」は、すべて従前信州大学が採用していた外国人という結果となった。

ウ 本件開示請求の理由

すなわち、外国人教師の制度を廃止し新たな制度の下に、教員を公開募集し、多くの学外者を含む89名もの応募があったにもかかわらず、採用された者が信州大学と関係の深い者だけに限られたことを不審に思ったのが理由である。

選考委員会が、選考手続の過程で、外国人教師が所属していた学部

・部局に「要望書」なるものの提出を求めたことが、まず疑問とされる。新たな制度でのポストに応募した彼らに、選考において特別な配慮を加えることを求めた要望がされたのではないかとの疑惑を生じさせる。

大学の教員人事において、とりわけ財源の多くを税に負っている国立大学において、募集するポストには、能力・実績ともに最もふさわしい候補者が選ばなければならない。縁故や情実による採用が大学の活力を低下させるからである。

同時に、法人化された国立大学には、運営の透明化の義務と説明責任が強く課されている。この度の法人文書開示請求は、応募者が一般に他人に知られたくないと望むことが当然と思われるような情報の開示を求めているのではない。あくまでも、学外からの応募者にも説明できる、公正な選考手続が踏まれたかどうかを検証することが目的であり、このような検証なくしては、大学当局が言うところの「公正かつ円滑な人事の確保」が保障されないと信じる。

また、別の観点からこの件を見れば、信州大学に長く勤務していて関係が深くなっている外国人を、新制度の下でも引き続き雇用するため、「公募」という手段が公正さを装うために用いられたとも見えるのである。このようなごまかしの公正さと縁故採用ともいえる採用を許すわけにはいかない。処分庁の原処分を許せば、法科大学院事件に匹敵するダメージを信州大学が受けることにもなりかねない。信州大学を愛する者として深く憂慮するものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象文書について

本件異議申立ての対象文書は、法人文書の開示請求について不開示決定を行った別紙に掲げる文書である。

2 本件対象文書の性格

本件対象文書は、本学における教員の選考人事の過程で採用候補者を選考するために作成又は取得する、人事管理に係る事務に関する文書であり、その閲覧については、公正かつ円滑な人事を確保するため、選考審査の期間中に当該選考委員だけが可能としている文書であり、選考審査終了後についても一切公表を行っていない。

また、外国語教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考審査の結果についても、教授会等で採用候補者を決定するため、選考委員会が必要な範囲で作成する、略歴等を記載した文書により報告を行うだけで、その報告以外に採用候補者についての公表等は行っていない。

3 不開示とした理由について

(1) 要望書

要望書は、平成 17 年度の外国語教授、外国語助教授及び外国語講師（以下「外国語教授等」という。）の選考手続の過程において、選考委員会が各部局の要望や意見を公平に聞くため、高等教育システムセンターと人文、教育学部に依頼し、提出された選考審査の過程における文書である。

また、要望書は、公表を前提に提出されたものではなく、選考条件等に関する忌憚の無い意見、要望等が記載されており、このような文書を公にした場合、今後の教員等の選考審査の過程において、公表を意識することにより、部局等からの忌憚の無い意見、要望等を聞くことが難しくなり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、法 5 条 4 号へに該当する。

(2) 応募書類

応募書類は、応募者が「平成 17 年度外国語・外国事情担当教員募集要項」（以下「募集要項」という。）による外国語教授等への応募のため、選考委員会の長（以下「選考委員長」という。）あてに提出したもので、自らの個人に関する情報を任意に記述し作成した私事的な文書であり、採用候補者に選考されなかった者の分については、採用候補者の決定後に返還しており存在せず、採用候補者に選考された者の分についても、次に掲げる内容が記載されており、全体が個人に関する情報で構成されているため、特定の個人を識別できる情報であり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではない。

また、特定の個人を識別できる部分を除いたとしても、個人の経歴、実績及び抱負などは、みだりに人に知らすべきではない情報であり、これらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、法 5 条 1 号に該当する。

なお、応募書類は選考人事の過程における文書であり、公開を前提にしておらず、公にした場合、応募者との信頼関係を失う等により応募者が減少する等、今後の教員等の選考について、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 4 号へにも該当する。

ア 経歴書

姓、ミドルネーム、名、国籍、母語、学位又は称号、現職、生年月日、性別、本籍、現住所、電話番号(自宅、勤務先、携帯電話)、メールアドレス、パスポートの種類、有効期限、学歴(年月、教育機関、学位又は資格等、教育成果)及び教職歴(言語関係に限る。)(年月、勤務先名及び所在地、職名、主な職務内容)

イ 教育等実績書

氏名，母語，その他研究活動・社会活動等の実績，署名及び日付
ウ 抱負書

氏名，母語，信州大学で担当する外国語・外国事情に関する教育面の抱負，署名，日付及びその他信州大学への貢献に関する抱負(記述任意)

(3) 判定資料

選考委員会が行った書類選考の判定資料は，選考の過程で各外国語の専門委員から，選考委員会へ提出された審査結果報告であり，それぞれ記載内容は異なるが，氏名等の個人を識別できる情報と，応募者それぞれに対して専門委員が行った審査結果そのものが記載されており，全体として個人に関する情報で構成されている文書で，特定の個人を識別できる情報であり，慣行として公にされ，又は公にすることが予定されているものではない。

また，特定の個人を識別できる部分を除いたとしても，個人に対する評価などは，みだりに人に知らすべきではない情報であり，これらを公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあり，法5条1号に該当する。

なお，審査結果報告は，選考人事の過程の書類であり，公開を前提にしておらず，このような文書を公にした場合，応募者との信頼関係を失う等により応募者が減少する等，今後の教員等の選考について，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり，法5条4号へにも該当する。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

平成17年6月24日	諮問の受理
同日	諮問庁から理由説明書を收受
同年7月26日	異議申立人から意見書を收受
同年9月14日	本件対象文書の見分及び審議
同年10月4日	委員の交代に伴う所要の手續の実施及び審議
平成18年1月24日	委員の交代に伴う所要の手續の実施及び審議
同年3月23日	諮問庁の職員(国立大学法人信州大学元外国語教員選考委員会委員長ほか)からの口頭説明の聴取
同年5月23日	本件対象文書の見分及び審議
同年7月4日	審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる「信州大学教育研究評議会（2004年11月17日）に報告された「外国語・外国事情教授等選考」にかかわる下記資料（1）上記報告中「選考経過」1）高等教育システムセンターと人文、教育学部から出された要望書、（2）応募者89人の応募書類、（3）選考委員会が行った書類選考の判定資料」である。

本件対象文書は、処分庁における平成16年度までの外国人教師制度を見直し、新たに平成17年度から、その職務名称を外国語教授等として雇用するため、募集要項に基づき外国語教授等を募集し、応募者から外国語教授等を選考するための選考委員会を設置して、選考を行う過程の中で作成又は取得したものである。

異議申立人は、全部不開示とされた本件対象文書の開示を求めているため、本件対象文書の不開示情報該当性について、以下、本件対象文書を見分した結果に基づいて検討する。

2 不開示情報該当性について

（1）要望書

要望書は、外国語教授等の採用選考手続において、選考委員会が、当時、外国人教師が配属されていた高等教育システムセンター、人文学部及び教育学部（以下「各部局」という。）に対して、意見や要望を聞くために行った依頼に対し各部局長（以下「各部局長」という。）から選考委員長に提出されたものであり、高等教育システムセンター1枚、人文学部1枚及び教育学部2枚、計4枚の文書から成る。

諮問庁の説明によると、当時、高等教育システムセンターに所属していた英語、韓国語及びドイツ語等を担当する外国人教師は、各外国語とも1人、また、人文学部の英語、中国語及びドイツ語の外国人教師も各1人、さらに、教育学部の外国人教師も英語の1人であったとのことである。

そうすると、要望書には特定外国人教師の氏名は記載されていないものの、外国語教授等の採用に当たったの要望や各部局の現状が、各外国語ごとに記載されているため、各部局の外国人教師等やその関係者が当該要望書を見れば、特定外国人教師等に係る評価の一端が記載されているとみて、見方によっては、要望書を提出した各部局長に対する不満を抱いたり、各部局長に対して要望書の内容の情報を提供した者がいるのではないかなど、各部局内で教員相互の不信感を生ずるおそれがあり、今後、各部局からの率直な要望書の提出が望めなくなることも否定できないと考えられる。したがって、別表の要望書の開示すべき部分に掲げる部分を除く部分は、当該法人の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条4号

へに該当し，不開示が相当である。

しかしながら，別表の要望書の開示すべき部分に掲げる部分は，各部署長から選考委員長への要望に係る表題，あて先，発出人名及び送付文に相当する記載の部分であり，これらを公にしても，人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず，法5条4号への不開示情報に該当しないため，開示すべきである。

(2) 応募書類

応募書類は，募集要項に基づき応募のあった者(89人)のうち，選考委員会が選考し，採用候補者として決定した6人に係るものであり，当該6人が外国語教授等の応募のために作成し，処分庁に提出した全部で30枚の文書である。

諮問庁の説明によると，選考委員会で採用候補者6名を決定(平成16年11月16日)した後，役員会で当該採用候補者が報告・承認(同年11月17日)され，同日，学長が指名する学部長及び教授等により構成された教育研究評議会で報告され，学内におけるメールマガジン「週間信大」に採用候補者6名が決定したことが掲載(同年11月22日)されただけで，採用候補者の氏名は，上記の役員会及び教育研究評議会以外には出しておらず，その後，採用内定通知書を採用候補者に送付(平成17年1月24日付け)し，平成17年4月1日に雇用契約書を締結の上，外国語教授等として採用されるまで当該氏名は公にされていないとのことである。

応募書類には，氏名，国籍，母語，学位又は称号，現職，生年月日，性別，本籍，現住所，電話番号(自宅，勤務先及び携帯電話)，メールアドレス，パスポート・査証の種類，学歴，教職歴，その他研究・社会活動等の実績，署名及び日付が記載されており，全体として個人に関する情報であって，当該応募書類が慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報とは認められず，法5条1号ただし書イに該当せず，同号の不開示情報に該当し，また，個人識別部分を除いた経歴等の記載については，公にした場合なお個人の権利利益を害するおそれがあり，法6条2項による部分開示もできないため，法5条4号へについて判断するまでもなく，不開示が相当である。

なお，採用候補者以外の応募書類は，諮問庁の説明によると採用候補者が決定された後に応募者に返送しているとのことであり，諮問庁から提示された関連文書を確認したところ，本件開示請求時には，採用候補者以外の応募書類を保有しているとは認められない。

(3) 判定資料

ア 「選考委員会が行った書類選考の判定資料」は、各外国語の専門委員が書類審査をし、その審査結果を取りまとめて選考委員会に提出した文書であって、以下のような情報から構成されている。

(ア) 中国語

当該判定資料は、中国語の専門委員が審査結果を送付するための表題及び日付の部分、中国語の専門委員の氏名及び中国語の応募者の氏名及び判定に係る評価の部分から成る4枚の文書である。

(イ) 韓国語

当該判定資料の1枚目は、韓国語の専門委員が審査結果を送付するための日付、あて先、表題及び送付文に相当する記載の部分、韓国語の専門委員の氏名、印影及び所属、審査観点等の部分であり、2枚目は、韓国語の応募者の通番号、受付順、専門委員審査結果、審査内容(教育能力、知識見識、本学貢献・適合性及び講評)並びに専攻・テーマの部分、韓国語の専門委員の印影の部分であり、3枚目は、上記1枚目のと同様の部分、韓国語の専門委員の氏名、印影及び所属の部分、韓国語の応募者の通番号、受付順及び審査結果の部分である。

(ウ) 英語

当該判定資料の1枚目は、英語の専門委員が審査結果を送付するための日付、あて先、発出人肩書、表題及び送付文に相当する記載の部分、英語の専門委員の氏名の部分であり、2枚目及び3枚目は、英語の応募者の通番号、受付順、氏名、国籍、母語、第2母語、学位、学位取得大学、語学教育関連業績、生年月日、年齢、性別、教職歴、業績、最終学歴、現職及び判定の部分、英語の専門委員の氏名及び所属の部分であり、4枚目及び5枚目は、英語の一部の応募者の氏名及び判定に係る評価の部分である。

(エ) ドイツ語

当該判定資料の1枚目は、ドイツ語の専門委員が審査結果を送付するためのあて先、日付、表題、送付文に相当する記載の部分及び発出人肩書の部分、ドイツ語の専門委員の氏名及び印影の部分であり、2枚目は、ドイツ語の応募者の通番号、受付順、氏名、国籍、母語、第2母語、学位、学位取得大学、語学教育関連業績、生年月日、年齢、性別、教職歴、業績、最終学歴及び現職の部分、ドイツ語の専門委員の氏名及び所属の部分であり、3枚目は、表題及び発出人肩書の部分、ドイツ語の専門委員の氏名の部分、審査の観点の部分、審査結果の表記の部分並びにドイツ語の応募者の通番号、受付順、氏名、年齢、国籍・母語、学位、業績、現

- 職及び判定結果と判定理由の部分であり，4枚目から6枚目までは，上記3枚目の の審査結果の表記を除く部分と同様の部分である。
- イ 上記アの各外国語に係る判定資料の不開示情報該当性について
(ア) 専門委員の氏名，印影及び所属（上記アの(ア)から(エ)までの各部分）

諮問庁の説明によると，専門委員は，選考の公正を図るため，選考委員会の了承の下に選考委員長が直接本人に依頼しているが，専門委員の氏名が公にされると，当該専門委員が採用候補者にならなかった応募者やその関係者から，判定や評価に係る非難や中傷等を受ける事態も予想され，専門委員の引き受け手がいなくなり，今後，同様の外国語教授等の選考ができなくなるおそれがあることから，専門委員の氏名は，学内においても公にされていないとのことである。また，各外国語の専門委員の資質を持つ教員の数に限られていることから，学部等の所属が分かれば，だれが専門委員であるかが特定されてしまうとも説明する。

専門委員の氏名及び印影については，これを公にすると，上記の諮問庁の説明のとおり，採用候補者にならなかった者やその関係者から，判定や評価の内容についての非難や中傷を受け，今後の同様の選考審査において不当な圧力や干渉を招く可能性も否定することができないと考えられる。また，専門委員の所属のみが開示された場合，当該所属の関係者には，だれが専門委員であるかが分かり得るものと認められ，氏名及び印影を開示した場合と同様であると考えられる。

したがって，これらを公にすると，当該法人が行う人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められ，法5条4号へに該当し，不開示が相当である。

- (イ) 審査観点等について（上記アの(イ)の1枚目 及び(エ)の3枚目の各部分）

審査観点については，これを公にすると，今後の同様の選考審査において，応募者が当該審査観点を踏まえて審査に臨むことができることとなり，適正な選考審査ができなくなるおそれがあり，当該法人が行う人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められ，法5条4号へに該当し，不開示が相当である。

- (ウ) 応募者の氏名及び判定に係る評価について（上記アの(ア)の 及び(ウ)の4枚目及び5枚目の各部分）

応募者の氏名及び判定に係る評価は，応募者個人に関する情報で

あって、特定の個人を識別することができる情報であり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、法5条1号ただし書イに該当せず、同号の不開示情報に該当するため、不開示が相当である。なお、当該情報は、応募者の評価が具体的に記載されており、氏名を不開示にしても、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、法6条2項による部分開示をすることはできない。

(エ) 韓国語の応募者の通番号、受付順及び審査結果等について(上記アの(イ)の2枚目及び3枚目の各部分)

2枚目の部分については、応募者の関係者には、これらの情報が当該応募者に係る情報であると分かり得るものであり、さらに、講評及び専攻・テーマの欄からどの部分が当該応募者の情報であるかも分かり得るものと考えられるため、これらを公にすると、応募者の権利利益を害するおそれがある。また、講評及び専攻・テーマ等の個人が特定される部分を除いたとしても、これらの情報は、当該応募者の判定や評価に係る機微な情報であるため、これを公にするとなお個人の権利利益を害するおそれがあり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、法5条1号ただし書イに該当せず、同号の不開示情報に該当し、不開示が相当である。

また、3枚目の部分についても、上記と同様の理由により、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、法5条1号の不開示情報に該当するため、不開示が相当である。

(オ) 英語及びドイツ語の応募者の氏名、業績及び現職等について

(上記ア(ウ)の2枚目及び3枚目並びに(エ)の2枚目、3枚目及び4枚目から6枚目までの各部分)

当該部分には、応募者の氏名、業績及び現職等が記載されており、応募者個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、法5条1号ただし書イに該当せず、同号の不開示情報に該当するため、不開示が相当である。なお、氏名や現職等の個人が識別される部分を除いたとしても、応募者の関係者には、当該応募者に係る情報であることが分かり得るものであり、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、法6条2項による部分開示をすることはできない。

(カ) 各外国語の専門委員による審査結果の送付に係る部分について(上記アの(ア)の、(イ)の1枚目及び3枚目、(ウ)の1枚目

並びに(エ)の1枚目 及び3枚目 の各部分)

当該部分は、各外国語の専門委員が審査結果を送付するためのあて先、日付、表題、送付文に相当する記載の部分及び発出人肩書の部分であり、これらを公にしても、専門委員及び応募者を特定することはできず、個人の権利利益を害するおそれもないことから、法5条1号の不開示情報に該当せず、さらに、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれもなく、同条4号への不開示情報にも該当しないと認められるため、開示すべきである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、本件対象文書は公正な人事に反するものではないのかという疑惑を解消するためにこそ開示されるべきものであると主張するが、審査会の判断は上記のとおりであるので、異議申立人の主張は採用できない。

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号及び4号へに該当するとして不開示とした決定については、別表の開示すべき部分欄に掲げる部分以外の部分は、同条1号及び4号へに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表の開示すべき部分欄に掲げる部分は、同条1号及び4号へのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 大熊まさよ, 委員 北沢義博, 委員 高橋 滋

別紙

信州大学教育研究評議会（2004年11月17日）に報告された「外国語・外国事情教授等選考」に係わる下記資料

- (1) 上記報告中「選考経過」1) 高等教育システムセンターと人文、教育学部から出された要望書（以下「要望書」という。）
- (2) 応募者89人の応募書類（以下「応募書類」という。）
- (3) 選考委員会が行った書類選考の判定資料（以下「判定資料」という。）

別表

文 書 名	開示すべき部分
要望書 ・ 高等教育システムセンター ・ 人文学部 ・ 教育学部	・ 1行目から5行目まで ・ 1行目から6行目まで ・ 1枚目の1行目から7行目まで
判定資料 ・ 中国語 ・ 韓国語 ・ 英語 ・ ドイツ語	・ 1枚目の1行目及び3行目 ・ 1枚目の1行目から4行目まで ・ 1枚目の7行目及び8行目 ・ 3枚目の1行目から5行目まで ・ 3枚目の8行目 ・ 1枚目の専門委員の氏名を除く全部 ・ 1枚目の専門委員の氏名及び印影を除く全部 ・ 3枚目の1行目から3行目まで（3行目の専門委員の氏名を除く。）